

児童発達支援センター青い鳥における地域の障害児に対する支援

体制の状況及び中核拠点としての取組の実施状況（公表用）

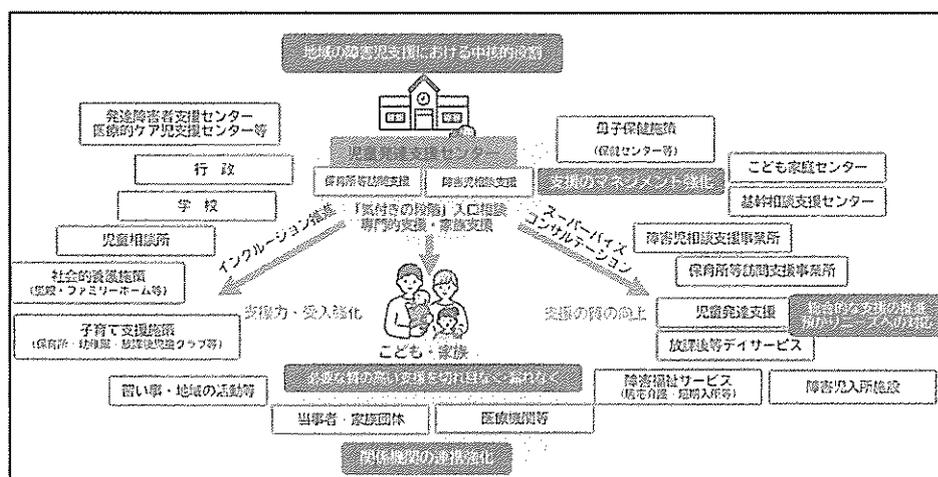
【相模原市の障害児に対する支援体制】

相模原市では昭和50年より「陽光園」が、市の療育の中核機関として市内全域を対象に総合的な療育支援を実施してきましたが、時代の流れと共に大きく変化し、平成24年の制度改正では、「児童デイサービス」が「児童発達支援事業所」へ、「障害児通園施設」が「児童発達支援センター」へ等の名称や基準に変更がある等、療育を取り巻く環境の大きな変化にともない、障害児支援の充実強化や民間活力の導入の促進を目的に、各区に民間の社会福祉法人の運営による児童発達支援センターを整備することになりました。

その流れの中で、平成26年に南区に「児童発達支援センターバンビ」（社会福祉法人 慈恵療育会）が、平成28年には中央区「児童発達支援センター青い鳥」（社会福祉法人 相模福祉村）が、そして29年には緑区に、「児童発達支援センターいっぽ」（社会福祉法人 県央福祉会）が福祉型児童発達支援センターとして開設されました。

また、医療型として市内全域を対象に、「ひだまり」が陽光園内に相模原市の運営で設置されています。

児童発達支援センターに通うためには、相模原市の各区の子育て支援センターに設置されている療育相談班が窓口になっていて、療育に関する相談を受け付けた際に、必要に応じて各区の児童発達支援センター、または「ひだまり」を案内する事で必要な支援の提供を実施しています。



【地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き より】

【児童発達支援センター青い鳥の中核拠点機としての取り組みの状況】

項目	実施状況
市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保について	子育て支援センター療育相談班や陽光園と月に1回、入園調整や対象児童の情報交換等を目的に「利用調整会議」を実施 年3回、陽光園の主催で児童発達支援センター連絡調整会議に参画
未就学から学齢期まで幅広い発達段階および多様な障がい特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援の提供について	児童発達支援センター利用終了後も、小学校で課題や困難に適切に対応し、学校生活が有益な経験となるために、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援、障害児相談支援等の事業において、希望のある方に対して学齢期以降後も継続して支援を実施 保護者の学校生活での悩みや子どもの生活上の課題等への対応、学校との連携等に、各職種や各機関との連携しての支援を実施
地域の障害児通所支援事業所と連携体制について	陽光園主催の小児リハビリテーション研修に共催として参画して実施。 障害児相談支援事業として、地域の放課後等デイサービスを対象に連絡会を実施
インクルージョンの推進体制について	保育所等訪問支援を通して地域の保育園等に、並行通園児の園での安定した生活や保護者を含めた課題の共有のための訪問支援を実施。 地域の保育園等で課題を抱える、保護者向けの療育の説明会の実施や、園の先生が療育を見学できる機会を確保し、地域のインクルージョンの推進に努めている
発達支援に関する入り口としての相談機能を果たす体制について	指定障害児相談支援事業所として、青い鳥の通所利用のない地域の障害児の相談等も受けつけ、必要に応じて子育て支援センター等の必要な機関につなげたり、サービスの利用につなげる支援を実施

令和8年3月2日

社会福祉法人 相模福祉村

児童発達支援センター青い鳥